

○警察統計に関する訓令

(昭和40年12月6日 警察庁訓令第17号)

警察統計に関する訓令を次のように定める。

警察統計に関する訓令

警察統計に関する訓令(昭和30年警察庁訓令第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、警察統計(犯罪統計を除く。以下同じ。)の正確かつ迅速な作成および効率的な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(報告表等の作成等)

第2条 都道府県並びに警察庁の附属機関及び地方機関は、情報通信局長が定めるところにより、警察統計報告表及び警察統計調査票(以下「報告表等」という。)を作成して、警察庁に送付し又はその内容を報告しなければならない。

2 警察庁は、情報通信局長が定めるところにより、報告表等を作成するものとする。

(警察庁における処理)

第3条 警察庁は、前条の規定により、送付もしくは報告を受け、または作成した報告表等およびその内容に基づき、警察統計およびこれを利用するため必要な資料を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した資料のうち都道府県警察に必要なものについては、これを警視庁、道府県警察本部および方面本部へ送付するものとする。

(運用の細目)

第4条 この訓令に定めのあるもののほか、この訓令の実施のため必要な事項は、情報通信局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この訓令の施行日以後にこの訓令第2条第1項の規定により送付又は報告することとなるこの訓令の施行日前における事実に係る報告表等のうち、同項の規定により難しいものの取扱いについては、情報通信局長が別に定めるところによるものとする。

[一部改正] 平成6年6月29日 警察庁訓令第8号